

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱（令和元年佐市地政第338号） 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 （新型コロナウイルス感染症対策に関する特例）</p> <p>第12条 市長が定める期間（次項及び第3項において「特例期間」という。）の終期の属する日の翌月末日までの間、第6条第1項の規定の適用については、同項中「補助金の交付を申請した日の属する月」とあるのは「補助を受けようとする期間の最初の月」と、「ただし、」とあるのは「ただし、補助を受けようとする期間の最初の月は、令和2年4月前に遡ることはできないほか、」とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 （新型コロナウイルス感染症対策に関する特例）</p> <p>第12条 市長が定める期間（次項及び第3項において「特例期間」という。）の終期の属する日の翌月末日までの間、第6条第1項の規定の適用については、同項中「補助金の交付を申請した日の属する月」とあるのは「補助を受けようとする期間の最初の月」と、「ただし、」とあるのは「ただし、補助を受けようとする期間の最初の月は、令和3年1月前に遡ることはできないほか、」とする。</p> <p>2・3 略</p>